平成２７年（フ）第８１４号
埼玉県川口市東領家１丁目12番６号　フルスブライト102号
破産者　吉田　勝宏
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月12日午前11時
平成28年１月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７１８号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番12―106号、開始決定時大阪府高槻市城南町２丁目16番６号
破産者　山田　修二
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月28日午後２時
平成28年１月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５号
奈良県生駒市上町2428番地44　モンテ・コリーヌ　F　102
破産者　向井　重裕
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月22日午前10時40分
平成28年１月19日　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台２丁目７番地19、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　(111―30)
破産者　スタジオ・ヘルメスこと　鈴木　禎夫
1　破産債権の届出期間　平成28年２月25日まで
2　一般調査期日　平成28年４月11日午前10時40分
平成28年１月18日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産管財人選任

平成２６年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市室村町１丁目３番地
破産者　大垣食肉供給センター協同組合
次の者を破産管財人に選任する。
岐阜市美江寺町１丁目５番地　岐阜北青色会館４階　弁護士法人岐阜合同法律事務所　弁護士　鷲見　和人
平成28年１月18日　岐阜地方裁判所大垣支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第２０２５号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目20番26号
破産者　近江　大介
1　期日　平成28年２月26日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１１７号
山口市吉敷佐畑３丁目11番30号　カサデ吉敷103、前住所山口市吉敷中東２丁目２番５号
破産者　國弘　　隆
異議申述期間　平成28年３月17日まで
平成28年１月20日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号
清算株式会社　エスエイチ株式会社
代表清算人　須藤源右衛門
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１００１号
福岡市早良区百道浜４丁目２番１号
清算株式会社　株式会社エスエヌエフ
代表清算人　大森　靖江
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０４８号
東京都豊島区東池袋１丁目35番８号第一伊三美ビル801号室
清算株式会社　インプルーブ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２４号
京都市伏見区竹田浄菩提院町133番地油忠ビル５階
清算株式会社　株式会社竹田商事
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　弁済の方法
清算株式会社は、その資産から公租公課その他一般の優先権がある債権等会社法第515条第３項括弧書内記載の債権（将来に発生が見込まれる債権を含む。）の額を控除した残額を弁済原資とし、協定債権者に対し、当該協定債権者それぞれが有する協定債権の協定認可決定確定日現在の元本の残高で按分した金額相当の金員を、協定認可決定確定後10日以内に弁済する。
2　弁済に関するその他の事項
⑴　割合弁済における端数の処理
割合弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑵　支払方法
ア　本協定に基づく弁済は、清算株式会社本店において行う。
ただし、弁済の方法としては、協定認可決定確定日までに協定債権者が指定した特定の銀行預金口座宛てに清算株式会社の費用負担で振込送金するものとする。
イ　協定認可決定確定日の前日までに特定の銀行預金口座を指定しなかった者に対しては、清算株式会社は弁済金を京都地方法務局又は東京法務局に供託することができる。
3　協定債権の放棄
第１項の協定債権者は、本協定に基づく弁済を受けるのと同時に、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息及び遅延損害金を含む）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　新たな資産が発見された場合の取り扱い
清算株式会社は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな資産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、第１項の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、当該協定債権者それぞれが有する協定債権の協定認可決定確定日現在の元本の残高で按分した金額相当の金員を、換価終了後30日以内に弁済する。この場合においては、当該協定債権者が、前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

平成２７年（ヒ）第２５号
京都市伏見区竹田浄菩提院町133番地油忠ビル５階
清算株式会社　竹田興産株式会社
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　弁済の方法
清算株式会社は、その資産から公租公課その他一般の優先権がある債権等会社法第515条第３項括弧書内記載の債権（将来に発生が見込まれる債権を含む。）の額を控除した残額を弁済原資とし、協定債権者に対し、当該協定債権者それぞれが有する協定債権の協定認可決定確定日現在の元本の残高で按分した金額相当の金員を、協定認可決定確定後10日以内に弁済する。
2　弁済に関するその他の事項
⑴　割合弁済における端数の処理
割合弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑵　支払方法
ア　本協定に基づく弁済は、清算株式会社本店において行う。
ただし、弁済の方法としては、協定認可決定確定日までに協定債権者が指定した特定の銀行預金口座宛てに清算株式会社の費用負担で振込送金するものとする。
イ　協定認可決定確定日の前日までに特定の銀行預金口座を指定しなかった者に対しては、清算株式会社は弁済金を京都地方法務局又は東京法務局に供託することができる。